

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 【外来】新型コロナウイルス感染症の取扱い変更について 「2023年5月8日以降の診療報酬上の特例」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料：2023年5月18日「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかると疑義解釈資料の送付について（その4）」  
 2023年5月17日「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかると疑義解釈資料の送付について（その3）」  
 2023年4月27日「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかると疑義解釈資料の送付について（その2）」  
 2023年3月31日「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」  
 2023年3月20日「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」  
 2023年3月17日「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」

### 凡例

通知等

疑義解釈

MPSコメント

（5月24日更新）

・5月17日、18日の疑義解釈の内容を追加しました

本資料は、2023年5月18日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

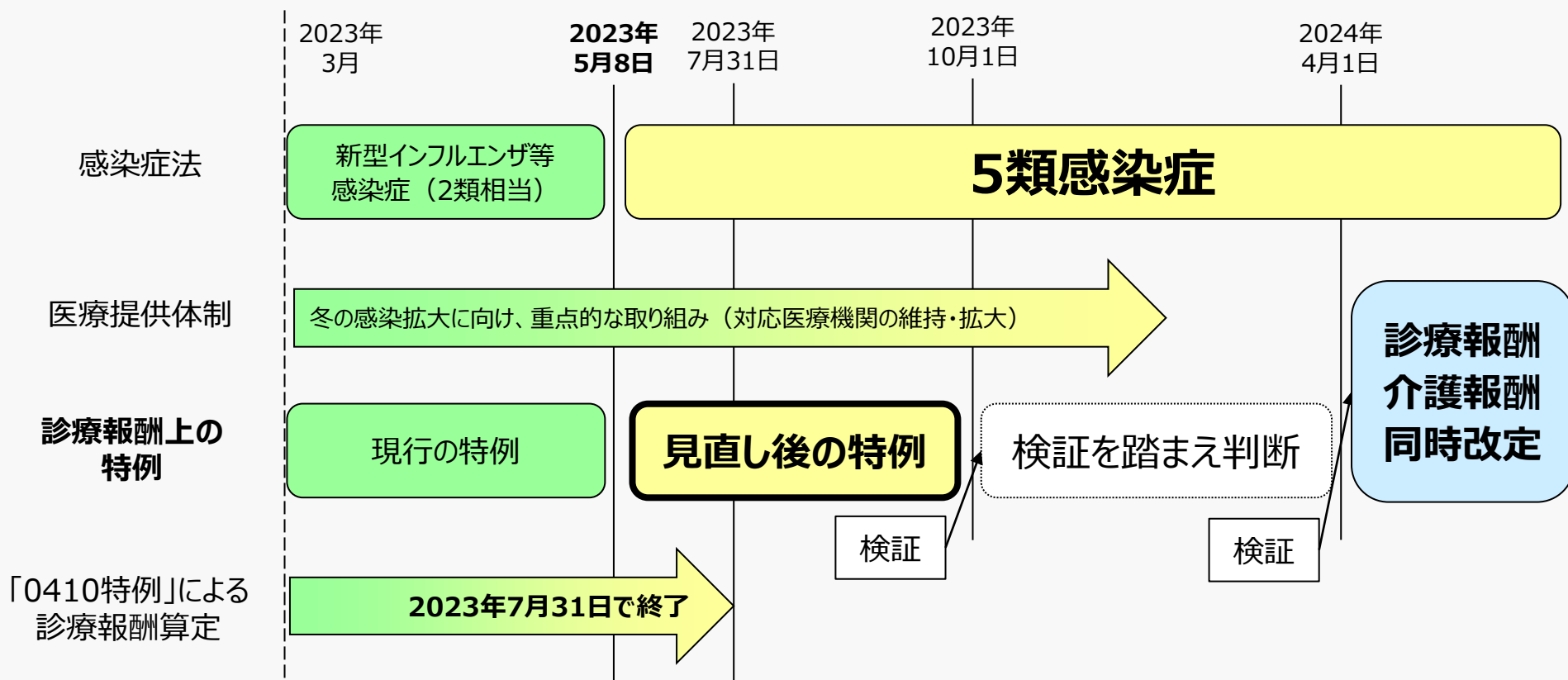
資料No.20230524-2040(2)-6

## 前回資料から追加

- 新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴い、5月8日以降、診療報酬上の特例などが変わりました
- 外来では、受入患者を限定しないか限定を継続するかで算定できる特例報酬が変わり、入院調整を行った場合の評価などが追加されました
- 外来感染対策向上加算の施設基準の一つであった「診療・検査医療機関」は廃止され、今後は「受入患者を限定しない外来対応医療機関」であることが求められます
- 「0410特例」による初・再診料等の特例は2023年7月31日までで、8月1日以降のオンライン診療による報酬の算定には、オンライン診療の届出が必要です
- 後遺症が続く患者に対する診療等の特例（2024年3月31日まで）も設けられました
- 診療費は、新型コロナ治療薬の薬剤料は公費負担が継続され、それ以外の費用は他の疾患と同様に自己負担割合に基づく請求が行われます
- **新型コロナ感染患者への療養指導に対する特例や、後遺症が続く患者に対する診療等の特例は、包括点数を算定している患者にも別途算定できます**
- **入院調整の特例について、自治体等が入院調整を行った場合や、医療機関が自治体等に入院調整を依頼した場合は特例点数は算定できませんが、自治体等に受け入れ可能な医療機関の情報提供を受けることは依頼には該当しないことが示されました**

- 2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴い、診療報酬上の特例などが変わりました
- 5月8日以降の特例は暫定で2023年9月末までの措置とされ、10月以降の取扱いは検証を踏まえて判断され、2024年4月の診療報酬・介護報酬同時改定に向けての検証も行われます

【今後の大まかなスケジュール】



- 外来の医療提供体制については、コロナの罹患又はその疑いのみを理由とした診療拒否は「正当な事由」に該当しないことが明確化され、対応する医療機関の維持・拡大が促されます
- 診療費は、新型コロナ治療薬の薬剤料は公費負担が継続され、それ以外の費用は他の疾患と同様に自己負担割合に基づく請求が行われます

## 2023年5月8日以降の医療提供体制

・最大6.4万の医療機関での対応を目指す（医療機関名の公表は当面継続）

<具体的な措置> ・感染対策について効率的な対応へ見直し

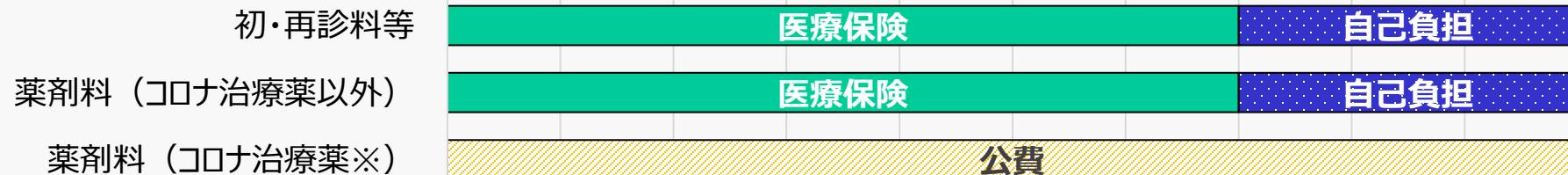
・設備整備や個人防護具の確保などの支援

・応召義務（コロナの罹患又はその疑いのみを理由とした診療拒否は「正当な事由」に該当しない）

前回資料から追加

【5/8以降の保険請求（自己負担3割の場合）】

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



※公費が適用される新型コロナ治療薬

経口薬（ラゲプリオ、パキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベルクリー）、中和抗体薬（ロナプリーブ、ゼビュディ、エバジェルド）

【2023/5/17疑義解釈】問1

新型コロナ治療薬（経口薬又は点滴薬）を院外処方する際は、処方箋に公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号をできる限り記載すること

本資料は、2023年5月18日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

# 新型コロナ治療薬を院外処方する場合 (2023年5月17日疑義解釈)

前回資料  
から追加

- 新型コロナ治療薬（ラブゲリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベルグリー）を院外処方する際には、できる限り処方箋に公費負担者番号等を記載することとされました

様式

○ 調剤報酬明細書

都道府 薬局コード  
県番号

令和 年 月分

-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公費負担者番号①														公費負担医療の受給者番号①																	
公費負担者番号②														公費負担																	

氏名 19

職務上

保険

公費負担医療の受給者番号は全国同じ

9	9	9	9	9	9	6
---	---	---	---	---	---	---

公費負担医療の受給者番号①

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号 (枝番)

公費負担者番号①	2	8	0	1	0	8	0	9
----------	---	---	---	---	---	---	---	---

法別番号  
(2桁：全国共通)

都道府県番号  
(2桁：01～47)

実施機関番号  
(3桁：東京、群馬のみ280、それ以外は080)

検証番号  
(1桁：都道府県により異なる)

県外からの処方箋を受け付けた場合、レセプトには薬局所在地の公費負担者番号を記載します

前回資料  
から追加

	公費負担者番号		公費負担者番号		公費負担者番号
北海道	28 01 080 9	石川県	28 17 080 1	岡山県	28 33 080 1
青森県	28 02 080 8	福井県	28 18 080 0	広島県	28 34 080 0
岩手県	28 03 080 7	山梨県	28 19 080 9	山口県	28 35 080 9
宮城県	28 04 080 6	長野県	28 20 080 6	徳島県	28 36 080 8
秋田県	28 05 080 5	岐阜県	28 21 080 5	香川県	28 37 080 7
山形県	28 06 080 4	静岡県	28 22 080 4	愛媛県	28 38 080 6
福島県	28 07 080 3	愛知県	28 23 080 3	高知県	28 39 080 5
茨城県	28 08 080 2	三重県	28 24 080 2	福岡県	28 40 080 2
栃木県	28 09 080 1	滋賀県	28 25 080 1	佐賀県	28 41 080 1
群馬県	28 10 280 4	京都府	28 26 080 0	長崎県	28 42 080 0
埼玉県	28 11 080 7	大阪府	28 27 080 9	熊本県	28 43 080 9
千葉県	28 12 080 6	兵庫県	28 28 080 8	大分県	28 44 080 8
東京都	28 13 280 1	奈良県	28 29 080 7	宮崎県	28 45 080 7
神奈川県	28 14 080 4	和歌山県	28 39 080 4	鹿児島県	28 46 080 6
新潟県	28 15 080 3	鳥取県	28 31 080 3	沖縄県	28 47 080 5
富山県	28 16 080 2	島根県	28 32 080 2		

本資料は、2023年5月18日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



# 外来包括点数算定時の特例算定 (2023年5月18日疑義解釈)

前回資料  
から追加

- 新型コロナウイルス感染症患者への療養指導や後遺症患者への診療で算定できる特定疾患療養管理料の2（147点）は、外来の包括点数を算定している患者に対しても、別途算定できます
- ◎ 表の管理料（外来包括点数）算定患者も下記の特例が算定できます

小児科外来診療料	生活習慣病管理料	地域包括診療料
認知症地域包括診療料	小児かかりつけ診療料	

## 包括点数算定時も算定可能な特例

- **新型コロナウイルス感染症患者**に対する療養指導に係る特例

項目	算定基準	点数
特定疾患療養管理料の2 (詳細はP8参照)	感染患者に、家庭内の感染防止策や重症化した場合等の療養上の指導を実施した場合 (発症日から起算して7日以内、指導内容の要点を診療録に記載)	147点

- 罹患後症状（いわゆる後遺症）継続患者の特例（2023年5月8日～2024年3月31日まで）

項目	算定基準	点数
特定疾患療養管理料の2 (詳細はP9参照)	・感染症から回復した患者で、診断後3カ月以上経過し、かつ罹患後症状が2ヶ月以上持続している場合に、「罹患後症状のマネジメント」を参考とした診療を通じて、必要に応じ精密検査や専門医への紹介を行った場合、3月に1回に限り算定	147点

本資料は、2023年5月18日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

## ○新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者に対する外来に係る特例

項目	算定基準	点数
院内トリアージ実施料	受入患者を限定しない医療機関（2023年8月末までに受入患者を限定しない形式に移行する医療機関も算定可）が診療を行った場合（※1、2、3） <b>届出は不要</b>	300点
<div style="border: 1px dashed black; background-color: #f9cb9c; padding: 5px;"> <p>【2023/4/17疑義解釈】問1 算定開始時点で受入患者を限定している医療機関は、限定しない受入の開始時期を文書で院内に掲示すること (例：令和5年○月から)</p> </div>		
特定疾患療養管理料の2	上記以外の医療機関が必要な感染予防策を講じて診療を行った場合（※1、2）	147点
<p>(※1) 治療のために通院している新型コロナ感染症患者又は疑い患者に診療を行った場合、再診料等を算定した場合でも上記点数を算定できます。</p> <p>(※2) 初・再診料が包括される医学管理料算定患者で新型コロナ感染症患者又は疑い患者に診療を実施した場合も上記点数を算定できます。</p> <p>(※3) 外来感染対策向上加算の施設基準の一つであった「診療・検査医療機関」は廃止され、今後は「外来対応医療機関として公表している医療機関のうち、2023年8月末までに受入患者を限定しない形に移行する医療機関」であることが求められます</p>		

## ○新型コロナウイルス感染症患者に対する療養指導に係る特例

項目	算定基準	点数
特定疾患療養管理料の2	感染した外来患者に、家庭内の感染防止策や重症化した場合等の療養上の指導を実施した場合（指導内容の要点を診療録に記載）（※4、5）	147点
<p>(※4) 算定は発症日（無症状の場合は検体採取日）から起算して7日以内</p> <p>(※5) 上の表における院内トリアージ実施料又は特定疾患療養管理料の2との併算定可</p>		



## ○その他加算等の取り扱い

項目	算定基準	点数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外加算、休日加算、深夜加算</li> <li>・小児科標榜医療機関加算の時間外加算、休日加算、深夜加算</li> <li>・夜間・早朝等加算</li> </ul>	外来対応医療機関として、当該医療機関が表示する診療時間以外の時間において発熱患者等の診療等を実施する場合	点数表に基づく

- ・外来対応医療機関（診療・検査医療機関を含む）としての指定以前から表示していた診療時間を当該医療機関における診療時間とみなすことができます
- ・外来対応医療機関が感染症患者又は疑い患者の診療のために診療時間を変更した場合、時間外対応加算の届出の変更は不要です

## ○罹患後症状（いわゆる後遺症）継続患者の特例（2023年5月8日～2024年3月31日まで）

項目	算定基準	点数
特定疾患療養管理料の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症から回復した患者で、診断後3カ月以上経過し、かつ罹患後症状が2ヶ月以上持続している場合に、「罹患後症状のマネジメント」を参考とした診療を通じて、必要に応じ精密検査や専門医への紹介を行った場合、3月に1回に限り算定（※6、7、8）</li> </ul>	147点
<p>（※6）都道府県が公表している罹患後症状に悩む方の診療を行っている医療機関リストに掲載されていることが必要</p> <p>（※7）患者自身が検査キットによる検査を実施し陽性で、医療機関を受診しなかった場合であっても、医師が事後に感染した時期を確認した場合は算定可能（レセプトの摘要欄に患者が感染した時期とその確認方法について記載する）</p> <p>（※8）「新型コロナウイルス感染症から回復した患者」とは、診療の手引きを参考に、感染性がある期間が終了したと医学的に考えられる患者</p>		

## ○入院調整の特例

項目	算定基準	点数
救急医療管理加算1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染患者の入院調整を行い、入院先医療機関に診療情報提供書を添えて紹介のうえ、診療情報提供料（I）を算定する場合</li> <li>・診療情報提供料（I）の費用が含まれる管理料を算定している場合でも上記の通り患者の紹介を行った場合は算定可能</li> </ul>	950点

### 【2023/4/17疑義解釈】問6、【2023/5/18疑義解釈】問5

- ・自治体等が入院調整を行った場合や医療機関が自治体等に入院調整を依頼した場合は算定不可  
（ただし、自治体等から受け入れ可能な医療機関についての情報提供を受けることは依頼にはあたらない）

○初診料等の特例（初診からの電話やオンライン診療により診断や処方を行う場合等 = 0410特例による診療報酬の算定）

項目	算定基準	点数
初診料の注2	初診からの電話やオンライン診療により診断や処方を行う場合（※9）	214点
電話等再診料 外来診療料	慢性疾患等を有する定期受診患者等に対し、電話や情報通信機器を用いた再診を行った場合（※10）	73点 74点
調剤料、処方料、処方箋料、 調剤技術基本料、薬剤料	上記の初診・再診で、医薬品の処方を行う、又はファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合	点数表に 基づく
・乳幼児加算 ・時間外加算、休日加算、深夜加算 ・小児科標榜医療機関加算の 時間外加算、休日加算、深夜加算 ・夜間・早朝等加算	上記の初診・再診を算定する場合で、それぞれの要件を満たしていれば加算の算定可	点数表に 基づく
特定疾患療養管理料の2	以前から対面診療による計画に基づいた療養管理を行っていた慢性疾患又は精神疾患を有する定期受診患者等に対し、電話やオンライン診療及び処方を行う場合で、管理料に「オンライン診療を行った場合」の報酬が設定されている管理料に基づく管理を行う場合（月1回に限り）	147点
特定疾患療養管理料の2	以前から対面診療により精神科医が計画に基づいた精神療法を行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に対し、電話やオンライン診療でも計画に基づく精神療法を行う場合（月1回に限り）	147点
がんゲノムプロファイリング評価提供料	患者の疾患の状態等を考慮し、治療上必要とした場合に限り、電話やオンラインでの結果説明でも算定可 （後日、治療方針等について記載した文書を患者に渡すこと）	12,000点
<p>（※9）8月1日以降もオンライン診療を実施する場合は施設基準に基づく届出が必要です                  （※10）外来診療料を算定する場合は、レセプトの摘要欄に電話等による診療であったこととその診療日を記載する                  （カルテへの記載は電話等再診料に規定に基づいて対応する）</p>		



**薬剤師の皆様に見て頂きたい**

# Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録  
不要

**「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」**  
2つのコンテンツをセットで閲覧することで  
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

## 薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。  
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

## 診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。  
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

## ■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

**会員特典1** ▶ メールマガジンの受信

**会員特典2** ▶ 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>